
第3章

計画の基本理念と目標

*** ご存じですか? ***
やさしさをはぐくむ様々なマーク

視覚障がい者のための国際シンボルマーク



視覚障がいを示す世界共通の
シンボルマーク

ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬（盲
導犬・介助犬・聴導犬）
同伴の啓発マーク

1 基本理念

高齢者、障がい者、子どもをはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な市民活動や地域活動などに主体的に参加できる社会とするためには、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を明らかにして相互に連携協力することがとても重要です。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送りながら、心も体も健康で毎日楽しく充実して暮らせるような“やさしさ”や“思いやり”をまち全体に浸透させていくことも求められています。

「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」では、本市が平成8年に定めた『福祉都市宣言』が、本市が将来に向かって目指すべき「福祉のまちづくり」を象徴的に表現していることから、第1次計画（平成13年度）より、この福祉都市宣言を基本理念として位置付けて推進してきました。

これは、現在でも、本市が目指すべき福祉のまちを的確に捉えていることから、「第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」においても引き続き、この福祉都市宣言を基本理念とします。

基本理念

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちを
つくります

2 目指す「福祉のまち」の姿

基本理念を具現化した本市が目指す「福祉のまち」の姿を、課題の総括を踏まえて、次のとおり設定します。

宇都宮市が目指す「福祉のまち」の姿

♡ 思いやりがあふれるまち

誰もが地域福祉の担い手として、交流活動やボランティア活動に気軽に参加できる環境が整い、市民一人ひとりが他者を理解し、やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら、ちょっとした手助け・声かけ・おもてなしなどが日常生活の中で自然に行われているまち

★ 安心・快適に暮らせるまち

身近な施設・交通・住宅などの生活基盤が利用しやすい状況であるとともに、情報提供や相談支援など、多様なサービスが相互に連携して提供され、誰もが就業や学習などの社会参加によって生きがいを感じながら、安心して自立した生活を送れるまち

❖ 地域で支え合うまち

地域の誰もが絆や信頼関係を築きながら、地域において、住民が抱える様々な不安や悩み、課題を把握し、地域の多様なネットワーク機能や行政等と連携協力して、解決することができる、住み慣れた地域で支え合いながら生活を送れるまち

3 基本目標

本市が目指す「福祉のまち」の将来像を実現するために、3つの基本目標を次のとおり定めます。

また、基本目標の達成度がおおむねイメージできるよう、それぞれの基本目標について、計画期間が満了する5年後の「成果指標」を次のとおり設定します。この3つの基本目標を達成するための具体的な施策については、第4章のとおりとします。

なお、計画の進行管理は、第5章のとおり毎年度実施することとし、計画期間における地域福祉の推進に関する全体評価は、成果指標及び毎年度の各施策の主要取組の進捗状況等から総合的に評価します。

【基本目標1】 福祉のこころをはぐくむ人づくり

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域福祉について理解を深め、福祉を身近に感じられることが大切ですが、人々の暮らし方や価値観が多様化し、住民同士の顔の見える関係や交流を通じた心のふれあいが少なくなり、そのために、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なくなるなど、住民同士が互いに助け合い、支え合う関係が築きにくくなってきています。

このような中、国においては、地域住民の参画と協働により、相互に助け合い、支え合う、地域共生社会の実現に向け、社会福祉法第4条に明記されているとおり、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決が図られることを目指しています。

そこで、本市では、地域共生社会の実現を見据え、地域福祉を担う市民一人ひとりの意識の中に、他者を理解し、やさしさや思いやり、互いを尊重する気持ちをはぐくみ、地域での助け合いや支え合いを推進できるよう、福祉のこころの醸成、福祉教育の充実、地域福祉の担い手の発掘や育成に取り組んでいきます。

これらの取組により、次のような本市の5年後の状態を目指します。

【成果指標】

市民活動（健康づくり活動，防犯・防災活動，環境美化活動など）に参加意欲のある市民の割合



※指標とする理由

参加しようとする気持ちが地域福祉を担う人材の確保・育成につながるため

【基本目標2】 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

これまで、公的な福祉サービスは、高齢者，障がい者，子どもなど，対象者ごとに分野別のサービスの充実を図ってきました。

しかしながら，近年，社会全体において，様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり，個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え，複合的な支援を必要としていたり，対象者ごとに縦割りで整備された公的な支援制度では対応が困難なケースが出てきています。また，「社会的孤立」の問題や，制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりも課題となっています。

今後，地域共生社会の実現に向けては，公的支援の「縦割り」から，各分野を超えて「丸ごと」への転換を図るため，個人や世帯の抱える複合的な課題への包括的な支援や分野をまたがる総合的なサービス提供の支援が求められています。

本市においては，これまで，高齢者，障がい者，子どもなど，対象者ごとに個別計画を策定し，時代潮流や住民ニーズを的確に捉え，分野ごとの福祉サービスの充実を図ってきたところですが，複雑化・多様化する課題を抱えるすべての市民が，多様な福祉サービスを適切に受けられるよう，各分野を横断して，総合的な視点で，多くの情報提供や相談支援などに取り組んでいきます。

また，誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには，一人ひとりの思いやりの気持ちや地域での支え合い・助け合いが重要ですが，その前提としては，公共的施設・交通・住宅などの身近な生活基盤が，誰にとっても利用しやすいものでなくてはなりません。

本市においては、平成12年に「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」や同条例施行規則などを制定し、その整備基準に従い、市民や事業者と連携協力しながら、公共的施設・公共交通手段・住環境について、高齢者や障がい者などを含めたすべての市民が安全かつ円滑に利用できるよう整備を進めており、市民アンケートの調査結果によると、身近な公共施設や公共交通などが、「以前より利用しやすくなった」と回答した市民の割合が前回調査より増えています。

今後とも、誰もが気軽に外出し、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、地域の特性や周辺環境、ニーズや優先性を十分考慮しながら、本市が目指す都市空間の姿であるネットワーク型コンパクトシティ形成のまちづくりと連携し、市民にとって快適な生活基盤の整備を計画的に推進していきます。

これらの取組により、次のような本市の5年後の状態を目指します。

【成果指標】

保健や福祉に関する情報提供に概ね満足している市民の割合



※指標とする理由

適切な情報提供により、行政や地域とつながりを持ち、孤立せずに安心して暮らすことができるため

【基本目標3】 共に支え合う地域社会づくり

地域の福祉課題は、身近な生活課題から複合的で深刻な福祉課題まで、多様化しており、行政においては、今後とも福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

一方、地域住民が抱える福祉課題の中には、従来は家庭や近所同士の付き合いの中で解決を図ってきた生活課題もあり、地域での支え合いの取組により対応できるものもあります。

このようなことから、国が掲げる地域共生社会の実現においては、住民同士の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制整備を図っていくことが重要とされています。

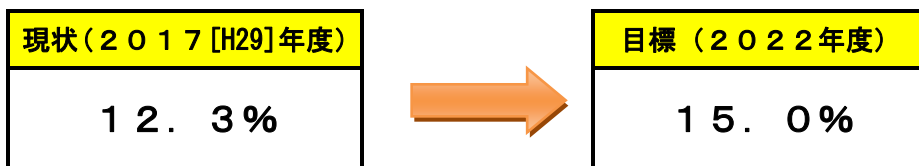
それぞれの地域における生活課題や存在する社会資源は、地域ごとに異なりますが、福祉課題に柔軟に対応するためには、地域の中で活動する様々な団体や個人、事業者が互いにその機能・役割について共通認識を持ち、交流を通して課題を共有し、ネットワークを構築し共に支え合うことが重要です。そして、行政も、連携・協力し、その活動意欲や地域の自発性、主体性を尊重しながら、継続的に安定した活動が行えるよう、支援していく必要があります。

そこで、本市におきましては、地域における多様な活動への支援を行うとともに、地域の多様なネットワークの形成支援の充実を図り、地域住民・事業者及び行政による包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

これらの取組により、次のような本市の5年後の状態を目指します。

【成果指標】

市民活動（健康づくり活動、防犯・防災活動、環境美化活動など）に参加している市民の割合



※指標とする理由

多くの市民が地域活動に参加し連携協力することが、地域の支え合い、助け合いにつながるため